

2016年11月16日 全8頁

# 決算短信、大幅簡素化へ

## サマリーのみの開示も可。コメントの最後の機会

金融調査部 制度調査担当部長  
吉井 一洋

### [要約]

- 2016年10月28日、東京証券取引所（東証）は「決算短信・四半期決算短信の様式に関する自由度の向上について」を公表した。これは、同年4月18日に公表された金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（以下「ディスクロ WG 報告」）を受けて決算短信・四半期決算短信の様式の見直しを行うものである。
- ディスクロ WG 報告では、見直しの方向性として、監査・四半期レビューが不要なことの明確化、速報性に着目した記載内容の削減、開示を要請している事項の限定等による自由度の向上を示している。サマリー情報については開示が義務であることについて要請に改め、サマリー情報のみの開示（財務諸表や主要な注記なし）も認めることとしている。
- 東証のパブコメでは、このうち上場規程改正による部分（サマリー情報の開示の義務化を要請に改める部分）のみをコメントの対象として示しており、開示要請項目の見直し部分は含めていない。しかし、今後のスケジュール等を考えると、財務情報の利用者が、決算短信・四半期決算短信のあり方にコメントができるラストチャンスであろう。

## 1. 決算短信の簡素化

### (1) 見直しの全体像（パブコメの対象は見直し範囲のほんの一部）

金融審議会のディスクロ WG 報告を基に、決算短信の簡素化の方向性をまとめると、図表1のようになろう。このうち、東証が公表した9月28日のパブリックコメントの対象となっているのは、決算短信の本体である「サマリー情報」の部分のみである<sup>1</sup>。サマリー情報に関しては、現在、上場会社に対して上場規程で東証所定の様式の使用を義務付けている<sup>2</sup>。パブコメではこ

<sup>1</sup> <http://www.jpx.co.jp/rules-participants/public-comment/detail/d1/20161028-01.html> (2016.11.27まで)

<sup>2</sup> 現行の有価証券上場規程第404条：上場会社は、事業年度若しくは四半期累計期間又は連結会計年度若しくは四半期連結累計期間に係る決算の内容が定まった場合は、当取引所所定の「決算短信（サマリー情報）」又は「四半期決算短信（サマリー情報）」により、直ちにその内容を開示しなければならない。

の使用義務を撤廃し、サマリー情報については、付属資料である短信の添付資料と同様、参考様式として使用を要請するに止めることとしている。ちなみに連結財務諸表は、現行の決算短信においても添付資料として開示を要請しているという位置付けである。改正内容は、2017年3月末以後最初に終了する通期決算から適用される。

しかし、今回のパブコメの対象になっていないからといって、サマリー情報以外の部分の見直しが行われないわけではない。サマリー情報以外の部分が今回のパブコメの対象となっていないのは、上場規程で開示が義務付けられておらず、開示が要請されているにとどまるからである。要請の内容等については、ディスクロ WG 報告に沿って見直され、2017年3月末以後最初に終了する通期決算から適用される方向であろう。

今後、パブコメの結果を受けて、上場規程の改正が行われ、さらに、年内を目途に決算短信の様式の見直しが行われる予定である。通常、決算短信の様式の見直しに関しては、パブコメは行われない。おそらく、今回が決算短信の簡素化に対して、アナリストや投資家等の財務諸表利用者がコメントできる最後の機会であろう。

図表 1 決算短信の簡素化の概要

区分	項目	現行	簡素化後	
本体	サマリー情報	開示を義務付け	開示を要請	
添付資料	経営成績・財政状態・今後の見直し	分析的記載を要請	概況の記載を要請	
	経営方針	開示を要請	開示は任意 <sup>注1</sup>	
	連結財務諸表	開示を要請	開示を要請	
	連結財務諸表の主な注記 ・継続企業の前提に関する注記 ・会計方針の変更 ・セグメント情報 ・1株当たり情報 など			投資者の投資判断を誤らせるおそれがない場合には決算短信（サマリー情報）開示時点では開示不要（開示可能となった段階で、早期に連結財務諸表を開示することが適当）
	投資判断に有用な情報			企業が連結財務諸表の開示を行わない場合には、任意の形で投資者が必要とする財務情報を提供することが期待される <sup>注2</sup> 。
・上記以外の注記事項 ・個別財務諸表及び注記事項 ・利益配分に関する基本方針及び当期・次期の配当 ・事業等のリスク ・企業集団の状況 ・役員の異動 ・連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 ・経営管理上重要な指標 ・生産、受注及び販売の状況 ・設備投資、減価償却費、研究開発費の実績値・予想値 ・主要な連結子会社の業績の概況 など(例示)	開示を要請	開示は任意		

- (注1) ディスクロ WG 報告では、必ずしも速報性が求められる情報ではないことから、有価証券報告書において記載することが適当とされている。
- (注2) ディスクロ WG 報告では「制度変更に当たっては、その趣旨を踏まえつつ、投資者と企業等との間での対話を通じ、投資者が必要とする財務諸表が適時に提供されるようにすることが望ましい」とされている(6頁脚注8、なお、太字は大和総研)。
- (出所) ディスクロ WG 報告などに基づき、大和総研金融調査部制度調査課作成

なお、「次期の業績予想」等の将来予測情報に関しては、ディスクロ WG 報告では記述がない。既に開示方法は自由化されており、今回の見直しの対象とはなっていないものと思われる。

## (2) 連結財務諸表と主要な注記が開示されないケースも

アナリストや投資家などの財務諸表の利用者にとって、ディスクロ WG 報告の内容で一番問題となるのは、決算発表時において、(連結)財務諸表の添付がなくサマリー情報のみが開示される可能性があることであろう。少なくとも(連結)財務諸表(キャッシュ・フロー計算書を含む)やセグメント情報などの主要な注記ぐらいは同時に開示されなければ、アナリストや投資家が、決算内容を分析することは困難となろう。

少人数ではあるが、アナリスト(セルサイド)に下記の①、②のいずれがよいか、ヒアリングをしたところ、全員(回答者9名中9名)が、②と回答をした。

- ① 決算短信のサマリーだけでいいから、現在のタイミング<sup>3</sup>で(又はより早期に)決算発表をする。
- ② 会社法上の監査が終了<sup>4</sup>し、財務諸表が開示できると会社が判断した時点(決算日から45日前後と仮定)で、決算発表を行う。財務諸表は決算発表と同時に開示する。

②を選択した理由として、①のサマリー情報のみの開示では、決算に関する適切な理解が株価に反映されないこと、憶測や誤った理解が流布され株価が不安定に推移する可能性があることなどを懸念する意見が多かった。アナリストは、サマリー情報の発表時と財務諸表の公表時の二度、上場企業に対して取材を行うことになり、アナリストのみならず企業にとっても取材対応の手間が増えるとの指摘もあった。

さらに、上記の質問で②と回答した回答者(9名)に、下記の情報を決算発表時に開示する必要があるか聞いたところ、次のような回答であった。

- i. セグメント情報: 8名が決算発表時での開示が必要と回答(うち、特に必要が1)
- ii. キャッシュ・フロー計算書: 7名が必要と回答(うち1名はせめて本決算だけは残してほしい)
- iii. その他: 下記のような回答があった。
  - ◇為替レート実績、設備投資・減価償却費・研究開発費の開示が必要
  - ◇主要販売先販売実績、主要子会社の業務詳細の開示が必要
  - ◇会社が開示した決算内容を定量的に説明するためのデータは、法定開示事項でないものについて

<sup>3</sup> 「(3) 決算発表の時期について」参照

<sup>4</sup> わが国の上場企業の場合は、会社法上の計算書類等に関する会社法上の監査報告書と有価証券報告書の連結・単体財務諸表等に関する金融商品取引法上の監査報告書の二つの監査報告書が作成されている。ディスクロ WG 報告で紹介された日本公認会計士協会「開示・監査制度の在り方に関する提言—会社法と金融商品取引法における開示・監査制度の一元化に向けての考察—」によれば、約4割の上場企業で、(会社法上の)計算書類に必要とされる会計監査人監査報告書が、決算短信の公表日以前に発行されている。

ても、開示されることが望ましい。  
◇開示範囲は、継続性さえあれば会社の自主性でかまわない。

これらの回答を見る限り、財務諸表利用者は、現状以上の早期開示は望んでおらず、それよりは連結財務諸表（キャッシュ・フロー計算書を含む）やセグメント情報等の決算の分析に必要な注記の開示を合わせて、決算発表がなされることを希望していることが推察される。

（連結）財務諸表やセグメント情報等を決算短信の添付資料としては開示せず、決算説明資料でその代用となる情報を開示する企業も出てくるかもしれない。決算説明資料は、企業が任意で作成する資料であり、様々な工夫はされているものの、開示項目は同業種の企業であってもそろっているわけではないし、そもそも何を開示するかは企業の選択による。したがって、同業他社比較や同一企業での時系列比較が困難となることも考えられる。また、決算説明資料に（連結）財務諸表が含まれていたとしてもその項目は、正規の（連結）財務諸表より大ざっぱなものになる可能性もある。

アナリストが恒常的に取材している（カバーしている）上場企業の場合は、サマリー情報のみならず、（連結）財務諸表や主要な注記は添付して公表するのではないかと指摘もあろう。しかし、アナリストがカバーしている上場企業は全上場企業の半分にも満たない。アナリストがカバーしていない上場企業の場合は、アナリストからの開示に関する要求もないことから、「サマリー情報」のみを開示する企業が出てくることも考えられる。そのような上場企業の株式は、アナリストがカバーしている上場企業と比べて流動性が低いと思われるが、「サマリー情報」のみの決算発表が行われることにより、株価がさらにボラタイルに動く可能性が高まるのではないかと懸念される。

以上を考慮すると、決算発表（決算短信の公表）に当たっては、サマリー情報のみならず、（連結）財務諸表（キャッシュ・フロー計算書を含む）とセグメント情報をはじめとする主要な注記を添付して同時に開示することを基本とすべきであろう。もし仮に添付しないのであれば、その上場企業には、「投資者の投資判断を誤らせるおそれがない」と判断した理由の開示を要請すべきではなかろうか。そして当該理由について財務諸表利用者の納得・理解が得られないのであれば、次の期からは、サマリー情報のみならず、連結財務諸表と主要注記を添付して開示を行うべきであろう。

### (3) 決算発表の時期について

東証の決算短信の作成要領等によれば、適時開示の年度の決算短信は、遅くとも決算期末後45日以内の開示を行うことが適当であり、決算期末後30日以内の開示がより望ましいとされている。

金融審議会のディスクロ WG 報告では、決算短信には監査が不要であることを改めて明確化すべきとしている。これが実施されることで、上場会社が決算短信の公表までに（会社法上の）

計算書類の監査を終えることを求めたとしても、監査法人側はそれを拒否しやすくなる可能性がある。昨今の不適切な決算事例を踏まえ、少なくとも、現行のスケジュールよりは時間をかけて監査を行いたいと監査法人が考えても無理もないところである。したがって、上場企業が会社法上の会計監査人監査の後に財務諸表の開示を行うことを望んだとしても、そのタイミングが現状よりも遅くなる可能性がある。

そこで、決算発表の時期について、連結財務諸表等付で決算発表を行うとして、どの程度までなら遅れることが認められるかも前述のアナリストに併せて聞いてみた。回答はまちまちであったが、概ね決算日から45～50日という意見が多かった。

なお、日本証券業協会のアナリストガイドラインの制定などに見られるように、昨今は、決算日直前の取材について厳しい見方が強くなっており、決算日の直前（例えば、2週間前や1ヵ月前から決算日まで）の取材を企業は受けなくなっている。仮に、決算日から60日目に決算発表が行われた場合、例えば、3月末決算の会社が5月末に決算発表した場合、企業によっては、翌期の第1四半期（4～6月期）の決算日の直前ということで、取材を受け付けられない可能性がある。あるいは仮に受け付けたとして、6月の前半に取材が集中するといったことなどが起こる可能性がある。

サマリー情報だけでなく（連結）財務諸表や主要な注記を添付して決算発表を行う場合でも、その時期がいくら遅くなってもいいということではなく、おのずから限界はあろう。

#### (4) サマリー情報の記載内容について

現行の決算短信のサマリー情報の記載内容は、図表2のとおりである。これが義務ではなく要請に変わることにより、記載内容が企業ごとに異なってしまう可能性もある。極端なケースを挙げれば、下記のようなサマリー情報の開示が行われることで、その企業の将来の収益力などについて、アナリストや投資家が誤った評価をしてしまうことなども考えられる。

- ・ 営業利益は減益だが、保有有価証券の売却による益出しなどにより経常利益の増益を確保している企業が、サマリー情報において営業利益を開示しない。
- ・ 営業利益や経常利益は減益だが、本社や工場などの固定資産の売却などにより増益を維持している企業が、サマリー情報において営業利益や経常利益を開示しない。

アナリスト（セルサイド）にヒアリングしたところでは、その回答者のほぼ全員が、売上高や現在開示されている基本的な利益の開示は必要と回答した（売上高：9名中9名、営業利益：営業利益の概念のない業種を除いた回答者8名中8名、経常利益：9名中8名、親会社株主に帰属する当期純利益：9名中9名）。それ以外の項目についても、過半が開示は必要と回答した。特に、配当の状況、会計方針の変更等は回答者全員（9名中9名）が、開示が必要と回答しており、EPS、総資産、純資産、発行済株式数（以上は9名中8名が必要と回答）、潜在株式数調整後EPS、BPS、期中における重要な子会社の異動、現金及び現金同等物期末残高は必要との開示（以上は9名中7名が必要と回答）がこれに続いた。

アナリストや投資家等の財務諸表の利用者としては、サマリー情報の開示内容が企業によって異なったり、事業年度によって異なることは回避したいものと思われる。したがって、ベストプラクティスの位置付けで、現行のサマリーの様式を活用することが望まれる。仮に異なる様式を用いるとしても、財務諸表利用者がミスリードされることのない開示が行われることを確保してほしいところである。

図表 2 決算短信のサマリーの記載項目（現行）

	日本基準	IFRS	米国基準
①	売上高		
②	営業利益		
③	経常利益	税引前利益	税引前当期純利益
④	-	当期利益	-
⑤	親会社株主に帰属する当期純利益	親会社の所有者に帰属する当期利益	当社株主に帰属する当期純利益
⑥	-	当期包括利益合計額	-
⑦	EPS（1株当たり当期純利益） <sup>注1</sup>	基本的1株当たり当期利益 <sup>注1</sup>	1株当たり当社株主に帰属する当期純利益 <sup>注1</sup>
⑧	潜在株式数調整後EPS <sup>注1</sup>	希薄化後1株当たり当期利益 <sup>注1</sup>	潜在株式調整後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益 <sup>注1</sup>
⑨	ROE（自己資本当期純利益率） <sup>注1注2</sup>	親会社株主帰属持分当期利益率 <sup>注1注3</sup>	株主資本当社株主に帰属する当期純利益率 <sup>注1注3</sup>
⑩	総資産経常利益率	資産合計税引前利益率	総資産税引前当期純利益率
⑪	売上高営業利益率	同左	同左
⑫	総資産	資産合計	総資産
⑬	純資産	資本合計	資本合計（純資産）
⑭	-	親会社の所有者に帰属する持分	株主資本
⑮	自己資本比率 <sup>注2</sup>	親会社所有者帰属持分比率 <sup>注4</sup>	株主資本比率 <sup>注4</sup>
⑯	BPS（1株当たり純資産）	1株当たり親会社所有者帰属持分	1株当たり株主資本
⑰	営業活動によるキャッシュ・フロー		
⑱	投資活動によるキャッシュ・フロー		
⑲	財務活動によるキャッシュ・フロー		
⑳	現金及び現金同等物期末残高		
㉑	配当の状況（年間配当金、配当金総額、配当性向、純資産配当率）	同左（純資産配当率の分母は⑭）	
㉒	期中における重要な子会社の異動（連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動）		
㉓	会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示の有無	会計方針の変更・会計上の見積りの変更	会計方針の変更
㉔	発行済株式数（普通株式）：期末発行済株式数（自己株式を含む）、期末自己株式数、期中平均株式数		
㉕	監査手続の実施状況に関する表示		

(注1) 分子の利益は⑤

(注2) 自己資本＝純資産合計－新株予約権－非支配株主持分

(注3) 分母は⑭

(注4) 分子は⑭

(出所) 会社情報適時開示ガイドブック（2015年6月版 東京証券取引所上場部）などにに基づき、大和総研金融調査部制度調査課作成

## 2. 四半期決算短信の簡素化

金融審議会のディスクロ WG 報告を基に、四半期決算短信の簡素化の方向性をまとめると、図表 3 のようになる。このうち、東京証券取引所の 9 月 28 日のパブリックコメントの対象となっているのは、年度の決算短信と同様に「サマリー情報」の部分のみである。改正内容は、2017 年 3 月末以後最初に終了する四半期決算から適用される。したがって、12 月決算会社、6 月決算会社、9 月決算会社の 2017 年 1～3 月の四半期（3 月 31 日で終了）なども適用対象となる。

図表 3 四半期決算短信の簡素化の概要

区分	項目	現行	簡素化後
本体	サマリー情報	開示を義務付け	開示を要請
添付資料	<b>四半期連結財務諸表</b> <b>四半期連結財務諸表の主な注記</b> ・継続企業の前提に関する注記 ・会計方針の変更 など	開示を要請	投資者の投資判断を誤らせるおそれがない場合には決算短信（サマリー情報）開示時点では開示不要（開示可能となった段階で、早期に連結財務諸表を開示することが適当） 企業が連結財務諸表の開示を行わない場合には、任意の形で投資者が必要とする財務情報を提供することが期待される <sup>注1</sup> 。
	<b>投資判断に有用な情報</b> ・経営成績（定性的情報） ・財政状態（定性的情報） ・上記以外の四半期連結財務諸表（四半期会計期間の損益計算書等、キャッシュ・フロー計算書） ・セグメント情報 ・上記以外のその他の注記事項 ・四半期個別財務諸表及び注記 ・経営管理上重要な指標 ・生産、受注及び販売の状況 ・設備投資、減価償却費、研究開発費の実績値・予想値 ・主要な連結子会社の業績の概況 など(例示)	開示を要請	開示は任意

(注1) ディスクロ WG 報告では「制度変更にあたっては、その趣旨を踏まえつつ、投資者と企業等との間での対話を通じ、投資者が必要とする財務諸表が適時に提供されるようにすることが望ましい」とされている（6 頁脚注 8、なお、太字は大和総研）。

(出所) ディスクロ WG 報告などに基づき、大和総研金融調査部制度調査課作成

サマリー情報以外の部分も、ディスクロ WG 報告に沿って見直され、2017 年 3 月末以後最初に終了する四半期決算から適用される方向であろう。四半期決算短信は、既に開示内容はかなり簡素化されている。セグメント情報の開示やキャッシュ・フロー計算書は、一律に記載を要請している項目ではなく、「投資判断に有用な情報」の追加要請の例示とされている。この開示が任意となり、さらに、四半期（連結）財務諸表の添付もなく、サマリー情報だけの開示となると、年度決算の場合と同様、アナリストや投資家などの財務諸表の利用者は、適切な分析を行うことが困難となろう。

なお、四半期に関しては、四半期決算短信の公表<sup>5</sup>と四半期報告書の公表との間の日数が短い企業もあることから、四半期決算短信を廃止し四半期報告書に一本化することも検討されたが、ディスクロ WG 報告では、一本化は見送られている。

現行の四半期決算短信のサマリー情報は図表 4 のとおりである。義務から要請に変わること、年度決算と同様の問題が生じうる。現行の様式のベストプラクティス的な位置付けでの活用、財務諸表利用者がミスリードされることのない開示を確保してほしいところである。

図表 4 四半期決算短信のサマリーの記載項目（現行）

	日本基準	IFRS	米国基準
①	売上高		
②	営業利益		
③	経常利益	税引前利益	税引前四半期純利益
④	-	四半期利益	-
⑤	親会社株主に帰属する四半期純利益	親会社の所有者に帰属する四半期利益	当社株主に帰属する四半期純利益
⑥	-	四半期包括利益合計額	-
⑦	EPS（1株当たり四半期純利益） <sup>注1</sup>	基本的1株当たり四半期利益 <sup>注1</sup>	1株当たり当社株主に帰属する四半期純利益 <sup>注1</sup>
⑧	潜在株式数調整後EPS <sup>注1</sup>	希薄化後1株当たり四半期利益 <sup>注1</sup>	潜在株式調整後1株当たり当社株主に帰属する四半期純利益 <sup>注1</sup>
⑨	総資産	資産合計	総資産
⑩	純資産	資本合計	資本合計（純資産）
⑪	-	親会社の所有者に帰属する持分	株主資本
⑫	自己資本比率 <sup>注2</sup>	親会社所有者帰属持分比率 <sup>注3</sup>	株主資本比率 <sup>注3</sup>
⑬	配当の状況（年間配当金）		
⑭	当四半期末までの期間中における重要な子会社の異動（連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動）		
⑮	四半期連結財務諸表に特有の会計処理の適用の有無	-	簡便な会計処理及び特有の会計処理の適用の有無
⑯	会計方針の変更・会計上の見積もりの変更・修正再表示の有無	会計方針の変更・会計上の見積もりの変更	会計方針の変更
⑰	発行済株式数（普通株式）：期末発行済株式数（自己株式を含む）、期末自己株式数、期中平均株式数		
⑱	四半期レビュー手続の実施状況に関する表示		

（注1）分子の利益は⑤

（注2）自己資本＝純資産合計－新株予約権－非支配株主持分

（注3）分子は⑪

（出所）会社情報適時開示ガイドブック（2015年6月版 東京証券取引所上場部）などに基づき、大和総研金融調査部制度調査課作成

<sup>5</sup>四半期決算の内容の開示については、金商法に基づく四半期報告書の法定提出期限が45日とされていることを踏まえ、それよりも早期の開示の目安となる時期での開示は要請されていない。